

とうきょうママパパ応援事業補助金交付要綱

26 福保子家第1670号
平成27年5月27日
28 福保子家第338号
平成28年8月4日
29 福保子家第636号
平成29年8月10日
30 福保子家第751号
平成30年9月4日
31 福保子家第669号
令和元年7月30日
2 福保子家第800号
令和2年8月25日
3 福保子家第642号
令和3年7月26日
4 福保子家第731号
令和4年7月11日
4 福保子家第2398号
令和5年2月22日
最終改正 5 福祉子家第95号
令和5年7月31日

(目的)

第1 この要綱は、区市町村が行うとうきょうママパパ応援事業に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第2 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「とうきょうママパパ応援事業実施要綱」（令和5年1月30日付4福保子家第2039号）に基づいて区市町村が行う事業とする。

(交付額の算定方法)

第3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額並びに国及び都からの交付金及び補助金の受入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ただし、出産・子育て応援交付金事業（伴走型相談支援）については、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、

総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1) により選定された額にそれぞれ第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、出産・子育て応援交付金事業（伴走型相談支援（令和5年度上半期分））については、(1) により選定された額から令和4年度分の国庫補助基本額を減じた額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第4 この補助金の交付に当たっては、別記補助条件を付して行うものとする。

(交付申請)

第5 この補助金の交付申請は、別に定める期日までに、別記第1号様式に関係書類を添えて、東京都知事（以下「知事」という。）に提出して行うものとする。

(交付決定及び通知)

第6 知事は、区市町村から提出された交付申請書の内容を審査し、相当と認める場合は、第4の条件を付して補助金の交付を決定し、通知する。

(変更申請)

第7 この補助金の交付決定後の事情等により、申請内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、第5に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。

(概算払)

第8 知事は、この補助金について必要があると認める場合においては、予算の範囲内において、概算払をすることができる。

附 則

この要綱は、平成27年5月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 （平成28年8月4日付28福保子家第338号）

この要綱は、平成28年8月4日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 （平成29年8月10日付29福保子家第636号）

この要綱は、平成29年8月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 （平成30年9月4日付30福保子家第751号）

この要綱は、平成30年9月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 （令和元年7月30日付31福保子家第669号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 （令和2年8月25日付2福保子家第800号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 （令和3年7月26日付3福保子家第642号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 （令和4年7月11日付4福保子家第731号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 （令和5年2月22日4福保子家第2398号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

附 則 （令和5年7月31日5福祉子家第95号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別 記

補助条件

1 実施状況報告

区市町村長は、知事から補助事業の遂行に関して報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

2 承認事項

区市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 実績報告

区市町村長は、補助対象事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該交付決定に係る事業の実績について別記第2号様式により、別に定める日までに知事に報告するものとする。

4 補助金の額の確定

知事は3に掲げる実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村長に通知する。

5 是正のための措置

知事は、1による実施状況報告及び3による実績報告の審査の結果、この補助条件に適合しないと認めるときは、当該対象補助事業につき、これに適合させるための措置をとることがある。

6 交付決定の取消し

知事は、区市町村長が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、この規定は、4により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

ウ その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件又は法令の規定等に違反したとき。

7 補助金の返還

ア 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別に定める期限内にその返還を区市町村長に命ずる。

イ 区市町村長は、4の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、その超過額を知事へ速やかに返還しなければならない。

8 違約加算金

区市町村長は、6に掲げる事由により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、補助金を返還することとなったときは、その返還に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

9 延滞金

ア 区市町村長は、7のアの規定に基づき補助金を返還することとなった場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 区市町村長は、7のイの規定に基づき補助金を返還することとなった場合において、知事が納期限を定めて支払を催促したにもかかわらず、これを納期日までに納付しなかったときは、アの規定を準用する。

10 事情変更による届出

区市町村長は、補助金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を知事に届け出て、その指示を受けるものとする。

11 他の補助金等の一時停止等

知事は、区市町村長が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合においては、他の同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

12 財産処分の制限

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用を増加した価格が単価 50 万円以上の財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

13 財産処分による収入の納付

12 の規定による知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事は、区市町村長に対し、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

14 財産の管理義務

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

15 関係書類の保管

区市町村長は、この補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を当該会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

16 仕入控除税額の報告

間接補助事業者から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又

は一部の納付があった場合には、別記第3号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

17 雑則

補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによるものとする。

別表

1 区分		2 基準額	3 対象経費	4 補助率
1 必須事業	(1) 育児パッケージの配布	1件当たり 10,000円	事業の実施に必要な経費	10/10
	(2) 利用者支援事業(母子保健型) *注2	<p>ア 実施体制の整備</p> <p>①保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 2,388,500円</p> <p>②保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 1,165,600円</p> <p>③保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 1,972,300円</p> <p>④保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 1,581,800円</p> <p>⑤保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1か所当たり 1,556,100円</p> <p>⑥保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 1か所当たり 749,500円</p> <p>※平成27年度事業において、1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している区市町村は、①から⑥までの基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。</p> <p>(i) 保健師等専門職員を2名配置する場合 1区市町村当たり 2,498,000円</p> <p>(ii) 保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1区市町村当たり 3,563,600円</p> <p>⑦多言語対応加算 1か所当たり 134,100円</p> <p>⑧特別支援対応加算 1か所当たり 129,000円</p>	<p>事業の実施に必要な経費</p> <p>*注1</p>	1/2

		イ 開設準備経費（改修費等） 1 か所当たり 666,600 円		
	(3) 実施体制の整備	算定単位数に 6,300,000 円を乗じて得た額 算定単位数は、当該自治体において本事業に従事する専門職の人数から事業実施拠点の数を控除した数とする。 （（2）アにおいて、①から⑥までの基準額を適用しない場合の算定単位数は、当該自治体において本事業に従事する専門職の人数から 3 を控除した数とする。） ただし、算定単位数は、事業実施拠点の数に 2 を乗じて得た数を上限とする。 また、事業実施拠点の数は 7 を上限とする。 *注 3	事業実施にかかる次の経費 報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、委託料 *注 1 *注 4	10/10
2 任意事業	2-1 出産・子育て応援交付金事業（伴走型相談支援）	（1）基本額 ① 子育て世代包括支援センターを設置する区市町村 子育て世代包括支援センター当たり 7,784,000 円 ② 子育て世代包括支援センターを設置していない区市町村 1 区市町村あたり 7,784,000 円 （2）加算額 ① 子育て世代包括支援センターを設置する区市町村 子育て世代包括支援センター当たり 1,290,000 円 ② 子育て世代包括支援センターを設置していない区市町村 1 区市町村あたり 1,290,000 円 ※上記の基準額は、令和 4 年度及び令和 5 年 9 月までの合計である。なお、令和 5 年 10 月以降に係る経費については別途規定する。 ※出産・子育て応援給付金は、別途定める東京都出産・子育て応援事業実施要綱及び補助要綱による。	伴走型相談支援を行うために必要な超過勤務手当、給料及び超過勤務以外の諸手当、報酬、職員、旅費、需用費、備品購入費、役務費、使用料及賃借料、共済費、報償費、委託費、負担金	上半期 1/6 下半期 1/4 ただし、令和 5 年度中に都が実施する広域連携事業及びバースデーサポートの家事・育児パッケージ配布を実施する場合は 上半期 1/3 下半期 1/2

<p>2-2 産前・産後サポート事業 *注5</p>	<p>(1) 相談支援等 1 区市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。</p> <table border="1" data-bbox="507 286 1031 714"> <thead> <tr> <th>人口区分 (人)</th> <th>単価 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 万人未満</td> <td>85,450</td> </tr> <tr> <td>2 万人以上 5 万人未満</td> <td>132,350</td> </tr> <tr> <td>5 万人以上 10 万人未満</td> <td>251,550</td> </tr> <tr> <td>10 万人以上 30 万人未満</td> <td>509,500</td> </tr> <tr> <td>30 万人以上 70 万人未満</td> <td>662,050</td> </tr> <tr> <td>70 万人以上 150 万人未満</td> <td>991,750</td> </tr> <tr> <td>150 万人以上</td> <td>1,372,850</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出産や子育てに悩む父親に対する支援 ① 運営費及び研修費 77,400 円×実施月数 ② ピアサポート事業 29,500 円×実施月数</p>	人口区分 (人)	単価 (円)	2 万人未満	85,450	2 万人以上 5 万人未満	132,350	5 万人以上 10 万人未満	251,550	10 万人以上 30 万人未満	509,500	30 万人以上 70 万人未満	662,050	70 万人以上 150 万人未満	991,750	150 万人以上	1,372,850	<p>事業の実施に必要な経費 *注1</p>	<p>1 / 2</p>
人口区分 (人)	単価 (円)																		
2 万人未満	85,450																		
2 万人以上 5 万人未満	132,350																		
5 万人以上 10 万人未満	251,550																		
10 万人以上 30 万人未満	509,500																		
30 万人以上 70 万人未満	662,050																		
70 万人以上 150 万人未満	991,750																		
150 万人以上	1,372,850																		
<p>2-3 産後ケア事業 *注5</p>	<p>(1) デイサービス・アウトリーチ型 1 か所あたり 848,000 円×実施月数 (2) ショートステイ型 1 か所あたり 1,237,350 円×実施月数 ※ 補助単価の基礎となる実施か所数は、(1) と (2) を合わせて6 か所を上限とする。なお、(1) と (2) の両方を実施している場合であって、かつ、計7 か所以上実施している場合の補助単価の適用は(2)を優先して差しつかえない。 (3) 24 時間 365 日受入体制整備加算 1 か所あたり年額 1,357,800 円 (4) 住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算 1 回 (泊) あたり 2,500 円 (5) (4) 以外の世帯に対する利用料減免加算 1 回 (泊) 当たり 1,250 円 (産婦 1 人当たり乳児 1 人の出産につき 5 回 (泊) を上限とする。) ※(5)について、産後ケア事業で提供される食事代は産婦の自己負担とし、補助対象外とする。</p>		<p>10 / 10</p>																

<p>2-4 妊娠・出産 包括支援 緊急整備 事業 *注5</p>	<p>産前・産後サポート事業分 1 区市町村当たり 1,620,000 円 産後ケア事業分 1 区市町村当たり 3,780,000 円</p>		<p>1 / 2</p>
<p>2-5 子育て 世代包括 支援セン ター開設 準備事 業 *注5</p>	<p>1 区市町村当たり 1,817,750 円</p>		<p>1 / 2</p>
<p>2-6 産婦健康 診査事 業 *注6</p>	<p>(1) 産後ケア事業を実施しない場合 5,000 円×実施回数 (対象者1人につき2回を限度とする。) (2) 産後ケア事業を実施する場合 2,500 円×実施回数 (対象者1人につき2回を限度とする。)</p>		<p>1 / 2</p>
<p>2-7 バーサ デーサ ポート</p>	<p>(1) 家事・育児パッケージ配布 ①家事・育児パッケージ費用 ア 令和5年3月31日までに出生した 児 (ア) 第1子 1 件当たり 10,000 円 (イ) 第2子 1 件当たり 20,000 円 (ウ) 第3子以降 1 件当たり 30,000 円 イ 令和5年4月1日以降出生した児 (ア) 第1子 1 件当たり 60,000 円 (イ) 第2子 1 件当たり 70,000 円 (ウ) 第3子以降 1 件当たり 80,000 円 ②事務費及び送料 以下ア及びイの合計 ア 1 自治体当たり 4,950,000 円 イ 1 件当たり 2,200 円</p>	<p>事業実施に かかる次の 経費 *注1 (1) ①、 (2) ① 需用費、役 務費、委託 料等 (1) ②、 (2) ② 報酬、給料、 報償費、職 員手当等、 共済費、旅 費、役務費、 委託料等 (2) ③ 事業の実施 に必要な経 費</p>	<p>10 / 10</p>

		<p>(2) パースデー交流会</p> <p>①謝礼品費用 1人当たり 2,000円</p> <p>②事務費及び送料 以下ア及びイの合計 ア 1自治体当たり 1,650,000円 イ 1件当たり 1,100円</p> <p>③開催費用 55,400円×実施月数</p>	*注1	
	2-8 産後家事・育児 支援事業	<p>家事育児サポーター派遣 1世帯当たり 1時間 2,700円</p> <p>◆利用上限</p> <p>① 第1子 ・0歳 60時間 ・1、2歳 20時間</p> <p>② 多子 ・0歳かつ兄・姉 3歳未満 180時間 ・0歳かつ兄・姉 3歳以上 20時間 ・1、2歳 20時間</p>	事業の実施に必要な経費 *注1	10/10
	2-9 多胎児 家庭支援事業	<p>(1) 移動経費補助 1世帯当たり 24,000円</p> <p>(2) 多胎児家庭サポーター事業 1世帯当たり 1時間 2,700円</p> <p>※利用上限</p> <p>①1歳未満 240時間 ②1歳以上2歳未満 180時間 ③2歳以上3歳未満 120時間</p> <p>(3) 多胎ピアサポート 1区市町村当たり 1月 104,100円</p> <p>(4) 多胎妊婦健康診査加算 多胎妊婦一人につき 2,500円×5回(限度)</p>	<p>事業実施にかかる次の経費 *注1 (1) 需用費、役員費、委託料、使用料及賃借料等 (2) 報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、委託料等 (3) 事業の実施に必要な経費 (4) 委託料、負</p>	<p>(1)、(2)及び(3) 10/10 (4) 1/2</p>

			担金補助及 交付金、扶 助費	
	2-10 人 材 育 成	1 区市町村当たり 5,460,000 円	事業の実施 に必要な経 費 *注1	10/10

*注1 従来より区市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。

*注2 「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)に基づく利用者支援事業の母子保健型として実施した場合に補助する。

*注3 算定単位数の算出における専門職は、月16日以上勤務する者に限る。兼任の場合は、本事業に従事する比率により按分する。

*注4 国事業の対象経費として人件費を計上する職員は除く。

*注5 国の「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」に基づき実施した場合に補助する。

*注6 「とうきょうママパパ応援事業実施要綱」に基づく産婦健康診査事業として実施した場合に補助する。